令和6年度

大津市一般会計·特別会計決算及び基金運用状況並びに 公営企業会計決算審査意見書

大津市監査委員

大津市長 佐 藤 健 司 様

大津市監査委員 島 戸 克 浩 大津市監査委員 津 田 穂 積 大津市監査委員 山 本 久 子 大津市監査委員 松 山 延 寿

令和6年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金 運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和6年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度大津市公営企業会計(水道事業会計、下水道事業会計、ガス事業会計)決算を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

一般会計・特別会計・基金運用状況

第1	看	译	E 0	対	象			 	 	•••	1	頁
第 2	看	译 垄	E 0	期	間			 	 		1	
第3	~	客 垄	E 0	方	法			 	 		1	
第4	看	译 垄	E 0	結	果			 	 		2	
第 5	ž	央 舅	i の	概	要			 	 		3	
1	糸	忩			括			 	 		3	
	(1)	財	政収	支の	り状と	元 …		 	 		3	
	(2)	事	業の	繰起	述 状》	元 …		 	 		5	
	(3)	財	政	て 棹	第	告		 	 		6	
2	-	-	般	会	計			 	 		10	
	概			要				 	 		10	
	(1)	歳			入			 	 		10	
	(2)	歳			出	,		 	 		30	
3	牛	寺	別	会	計			 	 		45	
	概			要				 	 		45	
	(1)	国	民領	建康 (呆険	事業		 	 		47	
	(2)	卸	売	市:	場事	業		 	 		52	
	(3)	財		産		区		 	 		53	
	(4)	介	護	保	険 事	業		 	 		54	
	(5)	後	期高	齢者	医療	事業		 	 		57	
	(6)	母	子父	子寡	婦福祉	止資金質	貸付事業	 	 		59	
	(7)	学	校	給	食 事	業		 	 		61	
	(8)	病	院	事 業	債智	章 理		 	 		63	

4		財産に関す	つる調書		64	頁
	(1)	公有身	財 産		64	
	(2)	物	品		66	
	(3)	債	権		66	
	(4)	基	金		66	
第6		基金の運用料	犬況につい	NT	67	
1		土地開発	基金		67	
2		国民健康保险	食高額療	養費貸付基金	68	
む		すび			69	
1		一般会計決算	算の状況	と財政指標について	69	
2		特別会計決算	算の状況!	について	73	
3		収入未済額等	等につい	τ	73	
4		市政運営につ	ついての	意見要望	75	
5		今後に向けて	····		76	
別		表			80	

公 営 企 業 会 計

第1	審	査	の	対 象		 99	頁
第2	審	查	の	期間		 99	
第3	審	查	の	方 法		 99	
第4	審了	査の結	果及	び意見	. •	 99	
	水道	事 業	会計	+			
	1	業	務	実	績	 102	
	2	予	算の	執行状	沈	 104	
	3	経	営	状	況	 107	
	4	財	務	状	況	 111	
	5	ts		す	び	 114	
	下水道	直事業	会計	+			
	1	業	務	実	績	 116	
	2	予	算の	執行状	況	 118	
	3	経	営	状	況	 121	
	4	財	務	状	況	 125	
	5	セ	グメ	ント情	報	 129	
	6	ts		す	び	 130	
	ガス	事 業	会計	+			
	1	業	務	実	績	 132	
	2	予	算の	執行状	沈	 133	
	3	経	営	状	況	 135	
	4	財	務	状	況	 139	
	5	む		す	び	 142	
別			表			 145	

凡 例

- 1 文中の各表及び別表中に用いた金額は、特別に表示のあるものを除き、原則と して千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって合計と内訳の計と が一致しない場合がある。
- 2 比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表示した。
- 3 文中の各表に用いた金額及び比率は、各別表に記載されたものを使用した。な お、別表にない場合には、決算書等に記載されたものを使用した。
- 4 文中の各表及び別表に用いる構成比率は、それぞれの合計額に占める割合とし、合計が100.0となるよう一部調整した。
- 5 文中の各表及び別表に用いた比較増減比率(増減率)は、前年度に対する増減 の割合とし、前年度に数字のない場合は「皆増」、当年度に数字のない場合は 「皆減」と表示した。
- 6 文中、各表中及び別表中、百分率が 1,000%以上の増加は「著増」、90%以上 の減少は「著減」と表示し、零をまたぐ増減についても同様とした。
- 7 各表及び別表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0」又は「0.0」 ・・・・・・ 該当数値はあるが、表示単位未満のもの

「一」 ・・・・・・・ 該当数値のないもの

「△」 ・・・・・・・ 負数のもの

- 8 文中に用いたポイントとは、百分率間または指数間の単純差引数値である。
- 9 消費税等とは、「消費税」及び「地方消費税」をいう。
- 10 予算額と決算額の対比において、不用(不足)額が生じているが、対比計算結果を四捨五入することにより「100.0%」としているものもある。